

外郭団体の適正な財産運用の徹底について

1 趣旨

外郭団体等が保有する仕組債については、時価が大幅に下落し欠損処理をしたものや運用益を得られないまま長期に資金が拘束されるものが見られたため、平成 23 年 4 月の通知「外郭団体の適正な財産運用に関する指導の徹底について（平成 23 年 4 月 20 日総し第 15 号総務局長通知）」により指導を行ってまいりました。

しかしながら、11 月には、仕組債の銘柄の一つであるノルウェー輸出金融公社の債券格付けが大幅に引き下げられる事態が発生するなど、団体指導上の対応が求められているため、外部の資金運用の専門家に協力をいただき、まずは、安全を最優先とした財産運用とするよう改めて通知し、適切な対応がとれるよう指導してまいります。

また、今回仕組債の問題については、外郭団体以外の関係団体に対しても所管局を通じ安全な運用を要請してまいります。

2 仕組債の保有状況

H23. 3 末現在※保有数に仕組み預金を含む

	仕組債保有外郭団体	保有数	運用額合計
1	公益財団法人横浜市国際交流協会	3	3 億円
2	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	4	12 億円
3	財団法人横浜市緑の協会	4	6 億 3,300 万円
4	株式会社横浜インポートマート	3	9 億円
5	財団法人木原記念横浜生命科学振興財団	2	1 億 3,700 万円
6	財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー	5	5 億 7,060 万円
7	財団法人帆船日本丸記念財団	2	6 億円
8	財団法人ケーブルシティ横浜	14	37 億円
	合計	37	80 億 4,060 万円

3 本市の主な対応

(1) 緊急説明会の実施【実施済】

以下のとおり、団体及び所管局の担当者に対して、仕組債のリスクなどに関して緊急で説明会を実施し、対応方針の提出を要請しました。

	外郭団体等の適正な財産運用に関する緊急説明会
日時	平成 24 年 2 月 23 日（木） 10:30～12:00
出席者	・「外郭団体等の指導・調整に関する要綱」に規定する外郭団体及び関係団体（病院を除く）の財産運用責任者 ・団体所管局の所管課及び総務課 計 120 人
出席専門家	浅野幸弘氏（横浜国立大学大学院国際社会科学部教授） 宮井博氏（日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社 専務取締役）

(2) 外郭団体の適正な財産運用に関する通知

平成 24 年 3 月中に仕組債をはじめとするリスクの高い金融商品の購入を禁止する通知を発し、徹底します。

(3) 団体ごとの対応方針

仕組債の対応方針を受け、適切な対応を指導します。必要に応じ市として対応をとることも検討します。

(4) 財産運用支援体制の整備

前述のとおり、現在保有する仕組債に関する今後の対応について、各団体に検討を依頼しており、その内容を踏まえた取組を進めることとなります。そこで、団体から相談が受けられる体制を専門家の協力を得て総務局に整備し、仕組債への対応を促進するとともに、リスクの高い金融商品購入の再発防止を図ります。